

第4回雇用対策部会（10/29）の議論について（概要）

○日本商工会議所 福田産業政策第二部副部長の説明

- ・商工会議所はハローワーク特区や一体的実施の取組を評価しており、今後も取組みを前進させてほしい。
- ・一方で、ハローワークの地方移管に対しては、①失業保険給付の濫給に関する懸念、②都道府県の職員不足に起因するハローワーク職員の不足や専門知識の低下、③都道府県を跨ぐ広域の職業紹介機能の低下に伴う事業者と求職者のミスマッチの拡大等の課題がある。
- ・雇用保障は国が行う中で、ハローワークの効率を上げて更に連携を進めてほしい。求職者、求人企業にとってよりよいものとなってほしい。

○雇用対策部会構成員の意見交換

- ・埼玉県のアローワーク特区を視察したところ、アローワークの職業紹介と県が行っている就職活動支援などのセミナーなどが一体的に行われており、求職者にとって有用なことが確認できた。
- ・一体的実施は、職業紹介と福祉施策や産業施策、また、若者・女性・中高年・障害者支援施策等との連携による取組が高い効果を生むことを示したものと考えられ、利用者にとって望ましい。
- ・一体的実施等の利用者目線での運用改善について、迅速性、積極性、柔軟性といった観点から、国において取り組んでいただきたい。
- ・全国知事会から指示権を背景に現場での調整が円滑に進んでいるとの意見があったが、指示権は伝家の宝刀であり、特区を全国的に広げることは慎重であるべきではないか。
- ・全国的な職業紹介のセーフティネットの在り方として、都道府県域を超えた広域的な労働移動への対応が必要であり、また、急激な景気の悪化など、緊急時の迅速かつ機動的な対応が担保されるべき。また、平常時に国が無料職業紹介を行っているからこそ、緊急時の対応も可能となる。
- ・利用者が一番近い経営者団体、労働者団体が共通の考えを持っていることにも留意する必要がある。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）

平成27年1月30日
閣議決定

4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【厚生労働省】

(1) 職業安定法（昭22法141）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭60法88）

公共職業安定所（ハローワーク）が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。

- (i) 国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組（一体的実施）、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。
- (ii) 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。
- (iii) 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。
- (iv) ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。

(9) 雇用保険法（昭49法116）

雇用保険の適用、認定、給付等については、国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組（一体的実施）を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、引き続き、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り組む。

ハローワークの事務・権限に関するこれまでの政府方針等について

経済財政改革の基本方針2007(H19.6.19閣議決定)において、「地方支分部局の抜本改革に向け、地方への移譲と合理化を地方分権改革推進委員会において検討する。」とされたことを受けた対応

地方分権委第2次勧告(H20.12.8地方分権改革推進委員会) 出先機関改革に係る工程表(H21.3.24地方分権改革推進本部決定)

- 地方公共団体が行う無料職業紹介事業を、国に準ずるものとして法律上位置づける。
- 同事業において必要となる国のシステム・端末を、地方の職員が利用できるようにする。

アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～ (H22.12.28閣議決定)

- 国が行う無料職業紹介と、地方が行う福祉等の相談業務等の一体的実施が可能となるよう、所要の措置を講ずる。
- 国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応。
具体的な制度は、国と地方自治体が協議して設計。
- 一体的な実施を3年程度行い、その過程においても成果と課題を十分検証し、地方自治体への権限移譲について検討。
その際、ILO第88号条約との整合性等に留意。

●事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(H25.12.20閣議決定) ○平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(H27.1.30閣議決定)

- ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組について、地方公共団体が行う無料職業紹介事業が公的性格を持つことに鑑み、その費用負担を極力抑えとともに専門性向上のための支援を行いつつ、積極的に進める。
- 「一体的実施」、「ハローワーク特区」、ハローワークの求人情報の地方公共団体へのオンライン提供などを通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策を推進。
- 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整。
その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。
- 地方公共団体が行う無料職業紹介事業を、国に準ずるものとして法律上位置づけるなどの措置を講ずる。
- ハローワークの求職情報平成27年度から地方公共団体に提供。

【一体的実施】

- ハローワークの窓口と、地方公共団体の福祉相談等の窓口を同一施設内に併設し、これらの業務を一体的に実施。
- 平成23年度開始
33都道府県、116市町村まで拡大(H27.9.1)

【ハローワーク特区】

- 厚労大臣と知事が結んだ協定に定められた業務の範囲内で、知事が労働局長に指示できる仕組み。
- 平成24年度から、埼玉県と佐賀県で実施

【求人情報のオンライン提供】

- 平成26年9月開始
43都道府県、176市町村で実施

経済財政改革の基本方針 2007（抜粋）

〔平成19年6月19日〕
閣議決定

第3章 21世紀型行財政システムの構築

8. 地方分権改革

戦後レジームから脱却するため、国が地方のやるべきことを考え、押し付けるという、今までの国と地方の関係を大胆に見直し、「地方が主役の国づくり」を目指す。あわせて、地方分権改革の総仕上げである道州制実現のための検討を加速する。

【改革のポイント】

3. 地方支分部局を大胆に合理化する抜本改革に向けた検討を行う。

【具体的手段】

（3）地方支分部局の抜本改革

地方支分部局の抜本改革に向け、「地方分権改革推進法」に沿った地方への移譲と合理化を「地方分権改革推進委員会」において検討する。

第2次勧告（抜粋）

平成20年12月8日
地方分権改革推進委員会

第2章 国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大

4 出先機関の改革の実現に向けて

（前略）なお、国の出先機関について、新組織に移行するまでの間においても、政府においては、厳格な定員管理によるスリム化など減量・効率化を徹底し、簡素で効率的な行政運営に努めていただきたい。その際には、当委員会の調査で明らかになったものも含め、国の出先機関から関連公益法人等の外郭団体への業務委託や支出などの見直しを徹底することが必要である。

また、「一般の事務・権限の見直し後に国に残る業務についても、引き続き地方分権を推進していく観点から不断の見直しを行い、将来的にこれを地方に移譲する方向で検討していくことが必要である。」（中略）

これらの改革により、別添試算のとおり、まず総人件費改革などでも定められた約7,700人の人員削減を行うとともに、直轄国道や一級河川の地方への移管、農林統計等の農政関係の事務の見直しを中心に1万人程度を出先機関から地方に移す。さらに将来的には、国のハローワークや公共事業関係の職員の地方への移管を行うことなどにより、出先機関職員のうち、合計3万5,000人程度の削減を目指すべきであると考える。（後略）

5 個別出先機関の事務・権限の見直しと組織の改革

（2）組織の改革

① 個別出先機関の組織の改革の方向

〔厚生労働省関係〕

都道府県労働局

○ 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約し、地方厚生局と統合する。

○ 労働基準監督署及びハローワーク（公共職業安定所）は、ブロック機関の下に置く。

※ 現下の厳しい経済・雇用情勢にかんがみ、国と地方自治体とが協働して地域における雇用対策を強力に推進する体制をただちに整えるべきである。このため、地方自治体が行う公共無料職業紹介事業を拡大し、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮できるように改める。こうした地方自治体の役割の拡大に伴い、国の役割としての全国ネットワークの維持や雇用保険給付との不可分性にも留意しつつ、将来的には、国のハローワークの漸次縮小をはかるべきである。

第2次勧告 別紙2

(第2章5(1)関係)

個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表(抜粋)

厚生労働省 都道府県労働局			
本局等の 内部組織	関係する下部機関	事務・権限	見直しの内容
職業安定部 等	—	国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督(地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督)	<u>地方自治体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。</u>
	公共職業安定所出張所	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	<u>地方自治体が行う無料職業紹介事業については、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。</u> また、 <u>同事業において必要となる国のシステム・端末を、地方の職員が利用できるようにする。</u>
	公共職業安定所出張所	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等	雇用保険の適用・認定・給付等に 係る業務のうち、 <u>雇用保険の受給資格決定に必要な書類の受付などの窓口業務については、地方自治体自ら行う無料職業紹介の窓口においても実施できるようにする。</u>

(※ 出先機関改革に係る工程表(平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定)も同内容。)

アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～（抜粋）

平成22年12月28日
閣議決定

国のかたちを変えて、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるよう出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲すること等により、出先機関改革を下記のとおり進める。

記

2 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限については、次のように整理する。

(3) 公共職業安定所（ハローワーク）

利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。

上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。

事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（抜粋）

（平成25年12月20日
閣議決定）

2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する見直し

【厚生労働省】

（1）職業安定法（昭22法141）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭60法88）

国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督及び公共職業安定所が行う無料職業紹介事業については、以下の方向性により見直す。

- （i）公共職業安定所（ハローワーク）の求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組について、地方公共団体が行う無料職業紹介事業が公的性格を持つことに鑑み、その費用負担を極力抑えるとともに専門性向上のための支援を行いつつ、積極的に進める。
- （ii）国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組（以下「一体的実施」という。）、「ハローワーク特区」の取組など、公共職業安定所（ハローワーク）と地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。
- （iii）以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。
- （iv）地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。

（33）雇用保険法（昭49法116）

雇用保険の適用、認定、給付等については、国と地方公共団体が一体的実施を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り組む。

「ハローワーク特区等の成果と課題の検証について」【ポイント】 (H27.6.30 全国知事会)

○全国知事会は平成22年以来、ハローワークの地方移管を提案（「ハローワークは地方移管でこう変わる」(H22.11.10全国知事会) etc.）

地方移管の効果

- ①就職相談から職業紹介まで一貫した支援 ②生活相談等きめ細かい支援をワンストップで提供 ③身近な場所で継続的な支援 ④企業誘致や新産業育成など産業政策と一体化した雇用政策の展開
- 国では一体的実施（H23.6-）、ハローワーク特区（H24.10-）を「3年程度行い、その過程においてその成果と課題を十分検証する」（「アクション・プラン」(H22.12.28閣議決定)）
- さらにハローワークの求人情報のオンライン提供（H26.9-）を開始した上で、これらの取組の「成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。」（「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(H27.1.30閣議決定)）

全国知事会として、成果と課題を検証し、結果をとりまとめ、成果と課題の検証を早急に行うよう求める。

一体的実施 → 37団体

成果 ↑ 上記の **地方移管の効果** を実証

- ①就職相談から職業紹介まで就職に関する一貫したサービスの提供 ⇒ 全37団体が実施
 - ◆利用者一人一人の状況に合わせたきめ細かいカウンセリングを行い、職業紹介まで一貫したサポート ⇒ 21団体が実施
- ②生活・子育て支援など求職者に対する総合的な支援の提供
 - ◆退職後の生活困窮者に、住居確保・生活資金等の相談や職業相談・職業紹介を同一コーナーで実施
- ③身近な場所における継続的な支援の実施 ⇒ 29団体が駅近地で実施、18団体が託児サービス
 - ◆女性が利用しやすい環境づくりに取り組んだ結果、子供同伴の利用者が3割以上に
- ④産業政策と連携した雇用政策の実施 ⇒ 4団体が中小企業の人材確保支援等を実施
 - ◆求職者の特性に合わせた企業説明会を年間200回以上開催
 - ◆専門性を有する高齢者と県内企業をマッチング（登録1,346人、就職決定779人）

課題

- ①一体的実施施設内のルール統一や意思疎通・調整が円滑に進まない（10団体）
 - ◆国側と県側で利用者情報の共有不十分、利用者が説明に二度手間
- ②一体的実施におけるハローワークの就職実績の把握が県側では困難（14団体が就職人数のみ）
 - ◆進捗管理に必要な就職者の年齢等の詳細情報は、国から提供されない
- ③一体的実施における国側サービスの拡大が進まない（雇用保険、職業訓練受講指示、障害者就労支援、求人受付等）（13団体が拡大希望）
 - ◆雇用保険や職業訓練の手続きは、改めてハローワークに足を運ばなければならない

<特区>で一定の改善

ハローワーク特区 → 2団体（埼玉県、佐賀県）

成果 ↑ 上記の **地方移管の効果** を実証

- 一体的実施の①～④と同様の成果に加え、
 - ◆同じ職員による一貫した支援や国・県によるチーム支援で就職者数が増加
 - ◆職業紹介に加え、若者・女性等のカウンセリングや生活・住宅相談等を一体的に実施し、利用者の4割が複数のコーナーを利用
- ①意思疎通・調整の円滑化、国・県のサービスの融合促進
 - ◆人事交流により協議等が円滑化（⇒3か月以内の早期就職支援サービス導入等）
- ②就職相談から紹介まで同一職員による対応
 - ◆指示権の行使により、就職相談から職業紹介まで同一相談員による支援を実現
- ③国・県を通じたルール統一の実現（受付一本化、情報共有等）
- ④県側による就職実績の把握

課題

- ①都道府県知事の指示権には限界（法令・予算・定数の壁）
 - ◆利用者の増減等に応じた職業紹介コーナーの職員体制の柔軟な変更は実現困難（定数変更が必要）
 - ◆県の意向による職業紹介までの一貫した支援は実現困難（国から県に職業紹介業務の移管が必要）
- ②新たな業務に対する都道府県労働局の判断や対応に限界（予算を伴う職員体制の変更等は困難）
 - ◆開所時間の延長を求めたが、現職員体制で運用可能な範囲内の延長に留まる

ハローワーク地方移管の早期実現を

- 一体的実施、ハローワーク特区の上記の成果は、全国知事会がこれまで指摘してきたハローワークの
- 一体的実施、ハローワーク特区には、上記の課題のとおり限界あり。これらの課題は、都道府県がハローワークの移管を受けることによって解決可能。

地方移管の効果

ハローワーク地方移管が実現するまでの間は、一体的実施、ハローワーク特区等の一層の充実を

【一体的実施、ハローワーク特区】

- ①一体的実施、ハローワーク特区の実施期間の延長 ⇒ ハローワークの地方移管が実現するまでの間、取組を継続するべき。
 - ⇒ 手挙げ方式による実施箇所拡大、県内1か所に限定せず複数又は県域全体のハローワークでの実施ができるようになるべき。
- ②ハローワーク特区の実施箇所拡大
 - ⇒ 利用者の立場に立った運営の改善などの地方自治体からの提案に迅速に対応するべき。
- ③国の意思決定の迅速化
 - ⇒ 就職決定者の男女、年代等属性別人数や個人別の就職状況などの詳細情報を毎月速やかに地方に提供するべき。
- ④一体的実施におけるハローワークの就職実績の積極的な情報提供
 - ⇒ 雇用保険、職業訓練受講指示、障害者就労支援、求人受付も加えるべき。また、正規職員配置が困難な場合、インターネットを活用した遠隔での受付やハローワーク08の嘱託職員等の配置も検討するべき。
- ⑤一体的実施における国の就職に関するサービスの更なる拡大
 - ⇒ 実験的な取組や地域事情を背景とした提案であれば、既存の法令・予算の変更などを伴う取組も含め、試行できるようにするべき。
- ⑥ハローワーク特区の内容充実

【ハローワーク求人情報のオンライン提供】

- ①提供される求人情報の数・内容の充実
 - ⇒ 地方自治体に提供する求人情報件数の増大、ハローワーク職員用端末と同等の情報内容の提供（求人事業所情報等）をするべき。（ハローワーク職員用端末と比べ、提供されている求人情報数は半分程度。内容も絞り込まれ、求人事業所情報等は除外されている。）
- ②地方が開拓した求人情報の反映
 - ⇒ 地方が独自の産業政策や求人開拓を通じて受け付けた求人情報もハローワークの求人情報システムに反映できるようにするべき。

(注) ◆は主な事例等